

お客様各位

改正消費税法の施行に伴うお知らせ

一般財団法人東海技術センター
総務部・営業開発部

拝啓 貴社ますますご盛業のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、深謝致します。

さて、この度改正消費税法の施行に伴い、当センターにおいても、平成25年10月1日以降に分析・試験のご依頼を頂きました件に関して、平成26年4月1日以降の結果ご報告分のご請求につきましては、以下のとおり、税率8%の適用とさせていただきます。

つきましては、以下に、改正消費税法に関する概要をまとめましたので、ご確認の上、ご了承のほどお願い申し上げます。

敬具

◆改正消費税法（H24.8.10成立、同8.22公布）について

消費税及び地方消費税の税率5%を、今後段階的に、8%、10%に引き上げるというもの。
（平成26年4月の税率引き上げについては、平成25年10月1日に政府が正式表明しました。）

◆消費税率引き上げのポイント

「指定日」と「施行日」、「経過措置」についての理解が必要です。

① 5%から8%への引き上げ
指定日 : 平成25年10月1日 施行日 : 平成26年4月1日
② 8%から10%への引き上げ
指定日 : 平成27年4月1日 施行日 : 平成27年10月1日

「指定日」とは、消費税の引き上げに係る「経過措置」の基準となる日。

「経過措置」とは、契約形態や取引の内容によって異なるが、測量、調査等の「請負契約」の場合は、指定日の前日までに契約を締結したものについては、完了及び納品が施行日以降であっても、旧税率（5%または8%）が適用される特別措置。

（※ 但し、納品あるいは引き渡しが一括で行われるものが対象で、出来高に応じた中間払い等、期中に請求行為を行っている場合を除く。）

◆経過措置の適用について（5%から8%への引き上げ時）

	指定日 H25.10.1	施行日 H26.4.1
① 指定日の前日までに契約、施行日以降に完了、納品の場合	5%	5%
② 指定日以降に契約、施行日の前日までに完了、納品の場合	5%	5%
③ 指定日以降に契約、施行日以降に完了、納品の場合	8%	8%
④ 指定日以降に、施行日の前日までに完了予定で契約	5%	8%
3/31までで出来高請求 3/31までに変更契約	5%	8%

①の場合

H25.9.30までの契約（または受付）案件に関しては、経過措置が適用され、納品及び請求が施行日以降であっても、税率は5%となります。

②の場合

指定日以降の契約（または受付）で、納品及び請求がH26.3.31までの案件は、当然ですが、税率は5%のままです。

③の場合

指定日以降の契約（または受付）案件で、かつ納品及び請求が施行日以降になるものは、経過措置が適用されず、税率は8%となります。

④の場合

指定日以降の契約（または受付）案件で、当初、納品及び請求がH26.3.31までのものが、工期延期により納品及び請求が施行日以降になるものは、変更契約または出来高請求などの対応が必要です。この場合、変更契約の際の税率は8%が適用されます。